

令和元年度奈良県職員採用選考試験案内

<保健師>・<児童福祉司>・<考古学技師>

令和元年5月13日
奈良県総務部人事課

受付期間 令和元年 5月14日(火)～令和元年 6月13日(木)
第一次試験日 令和元年 6月23日(日)
試験会場 奈良県自治研修所 [奈良市大安寺1丁目23-2]

※ この試験に関する問い合わせは 奈良県総務部人事課人事係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電話 0742-27-8349

1. 募集内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
保健師	9名程度	保健行政を担当する本庁の課、保健所等に勤務し、保健指導等の業務に従事します。
児童福祉司	6名程度	こども家庭相談センター等に勤務し、児童虐待対応業務及び相談業務などに従事します。
考古学技師	3名程度	県立橿原考古学研究所における埋蔵文化財の調査研究業務、出土文化財等の保存処理及び分析研究業務並びに附属博物館における学芸業務等に従事します。また、文化財保存課や文化行政所管課等で文化財の保存や利活用に関係する行政事務等に従事することがあります。

2. 採用予定日 令和2年4月1日
なお、既卒者(有資格者)は令和2年4月1日より前に採用することがあります。

3. 受験資格

○ 次の(1)～(4)の要件をすべて満たす人

(1) 年齢等要件

保健師：昭和59年4月2日以降に生まれた人
児童福祉司：昭和55年4月2日以降に生まれた人
考古学技師：昭和57年4月2日以降に生まれた人

(2) 欠格条項：次のいずれにも該当しない人

- 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 国籍等要件

保健師	日本国籍を有しない人も受験可能。但し、在留活動に制限のない在留資格を有すること。
考古学技師	※なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることとはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。
児童福祉司	日本国籍を有しない人は受験できません。

(4) 資格等要件

保健師：保健師免許を有する人又は令和2年に実施される保健師国家試験により当該免許を取得する見込みの人
※保健師免許取得見込みで受験した人が、令和2年に実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

児童福祉司：児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する人又は令和2年3月末日までに同任用資格を取得する見込みの人。

※児童福祉司の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

(児童福祉法第13条第3項)

- 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
 - 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に心し、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
 - 医師
 - 社会福祉士
 - 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者
 - 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- ※児童福祉司の任用資格を取得する見込みで受験した人が、令和2年3月末日までに資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

考古学技師：次の資格等について、全ての要件をみたす人

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(大学院を含み、短期大学を除きます。以下

「大学」といいます。)において考古学、歴史学等を専攻し、卒業(修了)した人又は令和2年3月末日までに大学を卒業(修了)見込みの人で、埋蔵文化財の調査・研究・活用等についての知識及び経験を有する人。

※卒業(修了)見込みで受験した者が、令和2年3月末日までに卒業(修了)しなかった場合は、採用される資格を失います。

イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項に規定する学芸員資格を有する人又は令和2年3月末日までに資格取得見込みの人。

※資格取得見込みで受験した者が、令和2年3月末日までに資格を取得しなかった場合は、採用される資格を失います。

4. 試験日時・試験会場・合否発表

試験	試験日時	試験会場	合否発表
第一次試験	令和元年 6月23日(日) 受付時間 午前 8時30分～ 教養試験開始 午前 9時20分 教養試験終了 午前11時05分 専門試験開始 午前11時30分 専門試験終了 午後 1時00分頃	奈良県自治研修所 (奈良市大安寺1丁目23-2)	令和元年 7月12日(金)<予定> (第一次試験受験者全員に合否通知を) 郵送します
第二次試験	第一次試験合格者に対して、 令和元年7月22日(月)、23日 (火)、26日(金)<予定>のうち指 定する1日に実施します。	【保健師・児童福祉司】 奈良県自治研修所[予定] (奈良市大安寺1丁目23-2) 【考古学技師】 橿原考古学研究所[予定] (橿原市畝傍町1番地)	令和元年 8月19日(月)<予定> (第二次試験受験者全員に合否通知を) 郵送します

5. 試験等の概要

種	目	配点	内 容
第一次試験	教養試験	100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。50題出題のうち20題は必須解答、残りの30題から15題の選択解答(105分)
	専門試験	150点	【保健師・児童福祉司】 職務に必要な専門知識及び文章の構成力・表現力などについての試験を行います。 【考古学技師】 専門職として必要な考古学的知識について、短文回答式及び長文回答式による試験を行います。(90分)
第二次試験	口述試験	300点	【保健師・児童福祉司】 個別面接及び集団討論による試験を行います。 【考古学技師】 個別面接による試験を行います。

※ 合否決定は、次のとおり行います。

第一次試験については、教養試験及び専門試験の合計得点(250点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点(550点満点)により決定します。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

※ 受験者数等により、集団討論を実施しない場合があります。

※ 第二次試験合格者に対して、指定する医療機関において健康診断を実施します。なお、実施方法等については第二次試験合格者への合格通知で案内します。

6. 受験手続

原則としてインターネットにより申し込んでください。

◎申込みができる試験職種は一つに限ります。受付後の変更は認めません。

◎インターネット申込ができない方は、必ず6月3日までに問い合わせてください。

申込方法	<p>① 県人事課のホームページ(http://www.pref.nara.jp/9063.htm)の「電子申請」ボックスから電子申請・届出システムに接続してください。</p> <p>② 「電子申請サービスはこちら」をクリックすると手続き申込画面が開きます。登録がまだの方は「利用者登録」をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。(登録したパスワードは必ず控えを取っておいてください。)</p> <p>③ 利用者ID及びパスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。整理番号とパスワードが表示されます。(整理番号とパスワードは申込内容の照会が必要です。)</p> <p>④ 受験申込後、申込完了通知メールが自動送信されます。申込完了通知メールが翌日になっても届かない場合は、人事課までお問い合わせください。(申込完了通知メールが届かない場合は、申込は完了していません。)</p> <p>⑤ 受付事務完了後、審査完了通知メールが送信されますので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、写真(最近3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向 縦4cm×横3cmのもの)を貼って試験当日に持参してください。</p> <p>※審査完了通知メールが6月17日(月)午後5時までに到着しない場合には、6月18日(火)に人事課までお問い合わせください。</p> <p>※申込受付最終日に電子申請サーバーが停止している等の事情により申込みができない場合には、人事課まで電話でお問い合わせください。</p>
------	--

受付期間	令和元年5月14日(火)～令和元年6月13日(木) ※初日は午前9時から、最終日は正午までに受信したものを受け付けます。
------	---

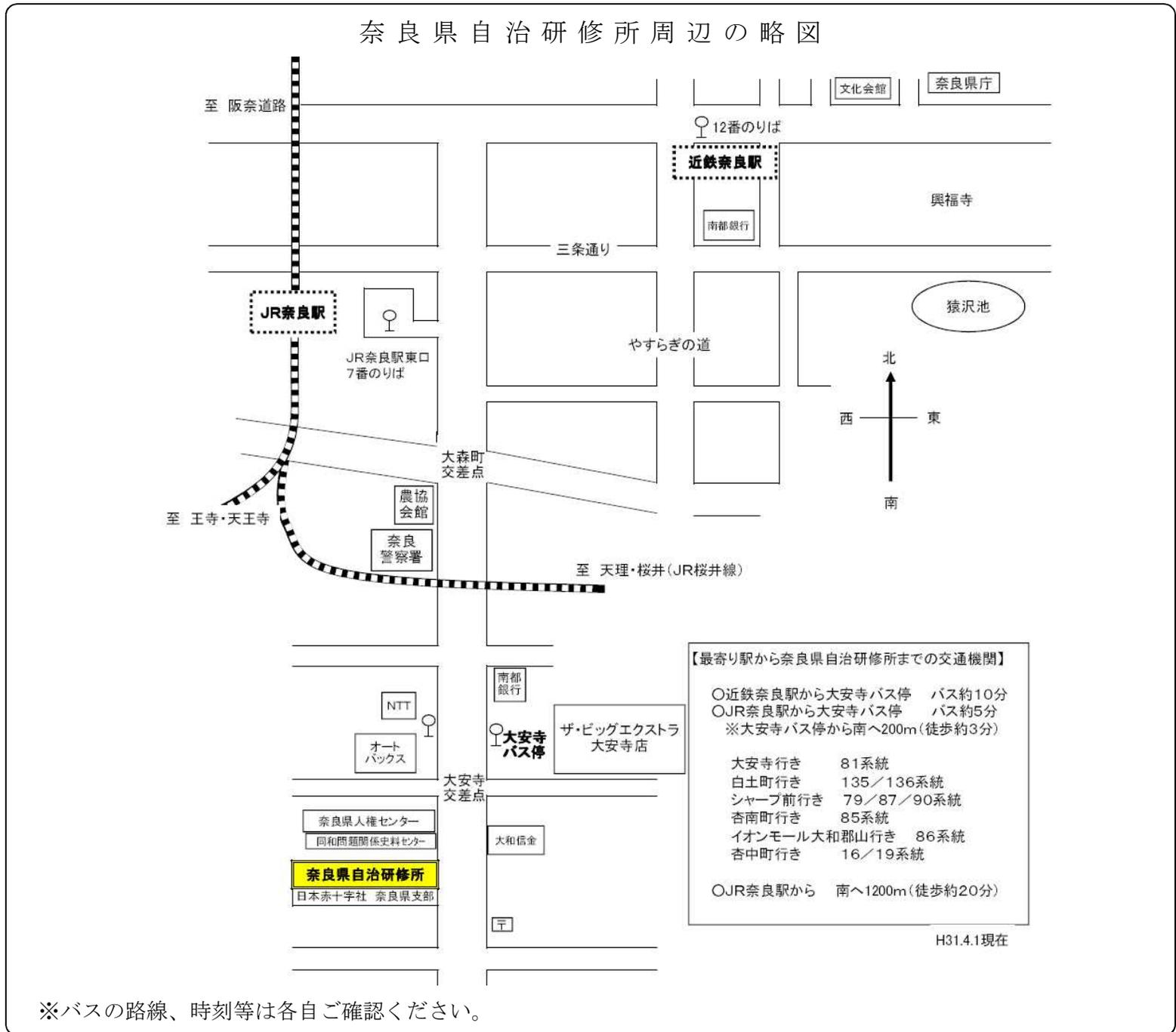
7. 給 与 等

現行初任給 (地域手当込)	保健師	月額231,548円(大学卒業程度で採用前に職歴がなく郡山保健所勤務の場合) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	児童福祉司	月額200,304円(大学卒業程度で採用前に職歴がなく奈良市内勤務の場合) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	考古学技師	月額205,640円(大学卒業程度で採用前に職歴がなく橿原市内勤務の場合) ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
その他手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。	
勤務条件	勤務公署によっては変則勤務になることがあります。	

※なお、初任給等は令和元年5月14日現在の条件で表記しています。
※配属先によっては上記初任給額と異なることがあります。

8. そ の 他

○試験会場の位置図



- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間(第一次試験合格者は、第二次試験の合格発表の日から1月間)、試験の結果(総合得点及び順位)について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。
なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しください。(ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けしていません)